

## 第189回 山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和6年3月7日（木）14時00分～15時00分
- 2 場 所 山形県庁10階 1001会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 阿部（俊）委員、板垣委員、寒河江委員、柴田（智）委員、吉田委員、前島〔藤田〕委員、山本〔佐藤〕委員、石谷〔有路〕委員、鈴木（邦）〔清野〕委員、阿部（恭）委員、奥山委員、加賀委員、齋藤委員、高橋委員  
[ ]：第2号委員代理出席者
- 14名

欠席委員 岩村委員、小関委員、柴田（桂）委員、渡辺委員、戸邊委員、佐藤委員、鈴木（浩）委員、長谷川委員、丹野委員

9名

- 5 事務局報告
- ・オンライン併用開催の留意事項を説明
  - ・配布資料について説明
  - ・本審議会が開会要件を満たしていることを報告（委員23名中、出席者14名）

## 6 議 事

### （1）会長選挙

（大場課長補佐）

本審議会の会長は、議案書の11ページ、山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験のある者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされておりますが、学識経験者の委員の改選に伴い、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、新会長の選出のため、仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選出については、事務局に御一任いただいでよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、事務局より仮議長を指名させていただきます。

寒河江委員、お願いいたします。

(仮議長)

ただいま指名いただきました寒河江でございます。

本日の審議会は、公開といたします。

会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

( 「仮議長一任」の声 )

(仮議長)

一任の声がありましたので、そのようにさせていただきます。

それでは、選挙の方法は「指名推選」により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。

指名は、私の方から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

異議なしと認めます。

それでは私から会長を指名させていただきます。

会長に吉田委員を指名いたします。

ただいまの指名に対し、御異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

異議なしと認めます。

よって、吉田委員が会長に選出されました。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。

(大場課長補佐)

それでは、山形県都市計画審議会条例第6条第2項により、吉田会長、議長をお願いいたします。

(議長)

ただいま皆様からの御指名によりまして、会長に選出されました吉田でございます。

皆様の御協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

就任にあたりまして、一言だけ、御挨拶をさせて頂きたいと思っております。

日本の近代都市計画の第一人者として知られている、山形県干布村出身の石川栄耀先生は、戦後の戦災復興で、東京の都市計画を始めとして、日本の都市計画の礎を築いた方でございます。石川先生は、比較的若い60代で亡くなりましたが、晩年に残された至言がございます。それは「社会に対する愛情、これを都市計画と云う。」という一言でございます。

石川先生が残されたこの言葉、都市計画というのは、市民、県民のためにあってこそだという信念、これを是非私も胸に刻みまして、この仕事に取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(2)知事説明・審議

(議長)

それでは、議事を続けますが、議事の(2)付議事項説明の前に、会長の職務代理者を選任します。

山形県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理者は会長の指名によることとされております。

本日欠席でございますが、事前に承認いただいておりますので、岩村委員を会長の職務代理者に指名いたします。

次に、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。

板垣正義委員、柴田智恵美委員、以上の両委員にお願いいたします。

今回、本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、4案件でございます。

付議事項について当局の説明をお願いいたします。

(森谷県土整備部次長)

県土整備部 次長の森谷でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

知事が所用で出席できませんので、知事に代わって本審議会に付議する案件について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

本日の案件は、4案件でございます。1件目が議第1号「長井都市計画道路の変更」、2件目が議第2号「山形広域都市計画道路の変更」、3件目が議第3号「産業廃棄物処

理施設の位置について（米沢市）」、4件目が議第4号「産業廃棄物処理施設の位置について（東根市）」でございます。

議第1号「長井都市計画道路の変更」は、長井市中心部を東西に横断する、都市計画道路 長井駅海田線及び、これと交差する都市計画道路 四ツ谷宮前線 について、都市交通の円滑化、安全性の向上等を図るため、交差点の形状をラウンドアバウト構造に変更するものでございます。

議第2号「山形広域都市計画道路の変更」は、天童市の都市計画道路 山元蔵増線について、接続する市道との交差点部の安全を確保するため隅切りを追加するものでございます。

議第3号及び議第4号は、米沢市、東根市における「産業廃棄物処理施設の位置について」です。建築基準法第51条ただし書きにより付議するものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、審議に移ります。

議第1号「長井都市計画道路の変更」について、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、都市計画課 井上課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。

県内でも新しい取り組みとして進めていくということで、説明の中では歩行者優先のまちづくりという説明がありましたが、実は、このラウンドアバウト構造というのは、信号を無くすことから、車を優先し、かつ、車の流れを良くするやり方にもなりますので、自動車利用率の高い本県には、非常に当てはまる、効果的な対策であるように思います。

長井市のこういった取り組みをきっかけとして、まちづくりが進むことを期待したいと思っております。

ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

はい、お願いします。

(加賀委員)

ラウンドアバウトについて、これが県内で4箇所目ということですがけれども、山形県は雪国ということもあって、そこで教えていただきたいのですが、これによって除雪など雪に対しての影響はどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

今回のラウンドアバウトの箇所については、県内で5箇所目になりまして、今までの実績が4箇所ということになります。

そして、除雪の関係でございますけれども、長井市の場合は地下水が豊富ですので、現道が地下水を活用した散水消雪の道路となっております。新しい道路も散水消雪を検討しておりまして、今回のこのラウンドアバウト構造の部分につきましても、散水消雪ができるような構造で、詳細設計の中で、今後、検討していく予定です。

(加賀委員)

了解しました。

もう一つですけれども、この長井駅海田線は、最上川方面まで伸びておりますけれども、その先にもう1つ2つくらい交差点があります。その先というのは、また同じようにラウンドアバウト構造を今後検討する予定があるか、現時点での状況を教えてくださいたいと思います。

(事務局)

関係する図面として、説明資料の2ページ目を御覧頂きたいと思います。委員御指摘の交差点でございますが、今回の交差点の東側に何箇所かございます。今回のラウンドアバウト交差点の、次の大きい交差点につきましては、既に昨年度、十字交差で整備完了となっております。

それよりもさらに東側になりますと、国道287号になり、交通量が多くなります。まちづくりや交通量といった技術的な面と、地元の盛り上がりといった観点で、今回の箇所をラウンドアバウトにすることとしました。

今後、長井市内において、どういった交差点をラウンドアバウト構造にするかといったことにつきましては、都市交通のあり方とも関係してくると思います。長井市でも、今後、都市計画道路の見直しといったことも想定しておりますので、そういったところで整理していくこととしております。

(加賀委員)

了解しました。

全体的な都市計画道路の見直しの中で、今後検討されていくのだと思いますし、北側の方にも交差点があり、おそらく1箇所だけでラウンドアバウトを作るのではなく、全体的にラウンドアバウトという形にしていくと、一体的なまちづくりとして、また一つ違ったまちづくりになってくると思います。今後の状況を踏まえた上で、審議にかけられるのかと思います。

(議長)

はい、ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかに質疑がないようですので、これより採決いたします。本日の審議会に

おける表決は挙手の方法によりたいと思います。

それでは、議第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

(議 長)

続きまして、議第2号「山形広域都市計画道路の変更」について、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、都市計画課 井上課長が説明)

(議 長)

ただいま説明のあった案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。宜しいでしょうか。幹線道路の安全対策というところでございます。それでは、質疑がないようですので、これにより採決いたします。議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

(議 長)

続きまして、議第3号「産業廃棄物処理施設の位置(米沢市)」について、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、建築住宅課 佐藤課長が説明)

ただいま説明のあった案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。宜しいでしょうか。それでは、質疑がないようですので、これにより採決いたします。議第3号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

(議 長)

続きまして、議第4号「産業廃棄物処理施設の位置(東根市)」について、事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により、建築住宅課 佐藤課長が説明)

ただいま説明のあった案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。  
宜しいでしょうか。

それでは、質疑がないようですので、これにより採決いたします。  
議第4号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

(議 長)

以上をもちまして、本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。  
委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議をありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 15時00分)

令和6年3月7日